

# 防衛省職員（研究職）募集のお知らせ

海上自衛隊で勤務する技官（研究職）を下記のとおり募集しています。

## 1 採用区分、採用予定数、勤務先及び職務内容

採用区分	採用予定数	勤務先（所在地）	職務内容	採用予定日
生物	1名	海上自衛隊 潜水医学実験隊 (神奈川県横須賀市)	・ 減圧症その他の高気圧障害に関する調査研究 ・ 潜水医学に関する生理、生化学に関する調査研究 ・ 環境衛生に関する調査研究	平成29年10月1日

注：ただし、今後の組織の改編等により勤務地、勤務先を変更する場合があります。

## 2 応募資格

採用区分	受験資格
生物	1 生物化学に関する知識を有する者（理学部、農学部、体育学部等において、生物化学又は生化学、労働科学を専攻した者） 2 大学を卒業した者

次のいずれか一つに該当する者は、この試験を受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者  
ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）  
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者  
ウ 法令の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 自衛隊法第44条の2（自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例）に該当する者（この選考採用による官職では、平成29年度中に60歳に達する者）は、法令の規定により採用できません。

## 3 試験の種目、試験日及び試験地

試験	試験の種目	試験日	試験地
第1次試験	教養試験	平成29年6月25日（日）	海上自衛隊 潜水医学実験隊 (神奈川県横須賀市)
	専門試験		
	論文試験		
第2次試験	口述試験	平成29年7月下旬以降、指定する1日	
	身体検査		

注：試験場及び日時等は、第1次試験については、受験票で、第2次試験については、第1次試験の合格通知書でそれぞれお知らせします。

## 4 試験の方法

試験	試験の種目	試験の方法	出題数 解答時間	内容
第1次試験	教養試験	多肢選択式	40題 (2時間)	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験
	専門試験	多肢選択式 及び記述式	41題 (2時間)	試験区分に応じて必要な専門的知識などについての筆記試験
	論文試験	記述式	1題 (1時間30分)	課題に対する総合的な判断力、思考力及び表現力についての筆記試験
第2次試験		口述試験		人柄、対人的能力等についての個別面接
		身体検査		主として胸部疾患（胸部エックス線撮影を含む。）、尿、その他一般内科系検査

## 5 受験手続

### (1) 提出書類

- ア 防衛省職員受験申込書 **2部**（必要事項を記入し、写真（申込前6ヶ月以内撮影、上半身、脱帽、正面向きのもので、縦4cm×横3cm、本人と確認できるもの。写真の裏面には氏名を記入）を貼ったもの。）  
※ 写真が貼られていない場合又は写真が不鮮明等受験写真として不適当な場合は受理しない場合があります。
- イ 履歴書（市販のもの） 1部
- ウ 最終学校の卒業証明書の写し又は修業証明書

- (2) 受付期限及び受付時間  
 平成29年4月10日(月)～平成29年6月14日(水)  
 午前8時～午後4時45分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
 注：郵送によるお申し込みは、必ず簡易書留又は一般書留の取扱いをする郵便物とし、  
 平成29年6月14日(水)必着のみ受け付けます。
- (3) 受験申込書請求先及び提出先  
 〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地  
 横須賀地方総監部管理部人事課職員人事管理室 (電話046-822-3500(代表)内線2303、2309)  
 郵送により請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号：長さ33.2cm  
 ×幅24cm)を同封してください。  
 ※防衛省及び横須賀地方隊の各ホームページ上からダウンロードすることも可能です。  
 (印刷時、**両面印刷**にして下さい。)

## 5 合格発表

区分	発表日	発表方法
第1次試験	平成29年7月上旬	合格者には、合格通知書を送付します。
第2次試験	平成29年9月上旬	

## 6 給与等

採用時の給与は、勤務経験等によって格付けされる級及び号俸は異なります。  
 次の表は、新規大学卒業者の例です。

適用俸給表(例)	俸給月額
研究職1級25号俸	183,000円

注：この他、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当が規則に応じ支給されます。

## 7 勤務時間及び休暇

勤務時間は、1日7時間45分、原則として土、日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇については、年次休暇(年20日(4月1日採用の場合、採用の年は15日)。残日数は20日を限度として翌年に繰越し)のほか、病気休暇、特別休暇(夏季・結婚・出産・忌引・子の看護・ボランティア等)、介護休暇があります。